

認知症介護家族 やすらぎ支援事業

概要

認知症の人を自宅で介護する家族が、外出したい時、又は介護疲れで休息が必要な時に、認知症の人の介護経験のあるボランティア（やすらぎ支援員）が認知症の人の家を訪問し、認知症の人の見守り、話し相手、家族の相談に応じます。



◇ 利用できる方 ◇

介護保険法に規定する要支援・要介護認定を受けていて、やすらぎ支援員が対応可能な認知症の人を介護している家族の方（※施設入所者・入院中の方は対象外です。）

◇ サービス内容 ◇

（1）利用できるサービス

家族介護者の相談に応じます。

（例）★認知症の人への接し方等
介護の悩みに関する相談、
介護に疲れた時の気分転換
の方法等のアドバイス



認知症の人の見守り・話し相手をします。

（例）★見守り（散歩の付き添いを含む）
話し相手・趣味の手伝い・食事の
配膳等声かけ・トイレ誘導など

※緊急時を除き、直接身体に触れる
介護は行いません。



（2）サービスの提供時間

- ① サービス提供時間
原則として午前9時から午後6時まで1日1回 3時間以内。週3回以内。
- ② 利用料金
ア 1時間500円+やすらぎ支援員の交通費
イ 当日のサービス終了時に、やすらぎ支援員に利用料金をお渡しください。

※やすらぎ支援員は、認知症のある方の介護等の経験がある方で福岡市が登録したボランティアをいいます。
必要な知識・技術の向上のため、研修会等を受講している方々です。

◇ 利用申し込み・派遣依頼の手順 ◇

手順1 利用申し込み

サービスを希望する場合は、お住まいの区の福祉・介護保険課へお申し込みください。

利用の申し込みが終わったら・・・

手順2 状況の確認

コーディネーター（ボランティアセンター職員）が、ご家族やご本人の状況をお聞きするために、ご自宅へお伺いいたします。

*この事業は福岡市から『社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 ボランティアセンター』に委託しています。

手順3 利用の決定

コーディネーターによる状況確認を基にやすらぎ支援員の派遣について決定します。申込み者には申込みした福祉・介護保険課から『決定通知書』が届きます。

（利用対象者に該当しない場合は、派遣しないことがあります。）

『決定通知書』が届いたら・・・

手順4 サービス開始

サービスを利用される時は、事前にコーディネーターへ直接ご連絡をしてください。

*急な派遣希望には、対応できない場合も有りますので、出来るだけ早めにご連絡ください。

【やすらぎ支援利用申し込み窓口】

お住まいの区の福祉・介護保険課

東 区：092-645-1071

博多区：092-419-1078

中央区：092-718-1145

南 区：092-559-5127

城南区：092-833-4170

早良区：092-833-4352

西 区：092-895-7063

